

各地方農政局生産部長
北海道農政事務所生産経営産業部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止
に関する法律の運用について

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）
及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号。以下「家畜
遺伝資源法」という。）の施行については、今般、生産局長通知（令和 2 年 9 月 30 日付第
1104 号）によりお知らせしたところであるが、その細部については、下記のとおりである
ので、御了知の上、制度の適正かつ円滑な運用について、特段の御配慮をお願いするとと
もに、管内都道府県に対し、各都道府県内の関係者への周知を図られたい。

記

1. 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵に係る規制の強化について

- （1）種畜検査申請書における契約上の制限の記載について（家畜改良増殖法施行規則等
の一部を改正する省令（令和 2 年農林水産省令第 64 号）による改正後の家畜改良増殖
法施行規則（昭和 25 年農林水産省令第 96 号。以下「新規則」という。）様式第 1 号関
係）

今般、家畜遺伝資源法が新たに制定され、同法の保護の対象となる家畜遺伝資源に
該当するためには、契約により、その使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限
（以下「制限」という。）を付す必要があることから、家畜人工授精用精液又は家畜受
精卵（以下「家畜人工授精用精液等」という。）について、契約による制限を付すこと
が一層重要となっている。

この点を踏まえ、種畜検査の申請者は、種畜検査申請書の「その他」の欄に、当該
種畜から採取された家畜人工授精用精液に係る制限について記載することができるこ
ととした。これを受け、今後、家畜遺伝資源法により保護されるべき特定家畜人工授
精用精液等が、契約による制限を付していないことにより、意図せず保護の対象から
外れることのないよう、独立行政法人家畜改良センターによる定期検査において、同

センターから種畜検査申請書に制限を記載していない申請者に対し、家畜人工授精用精液等に契約による制限を付す必要性和そのメリットを説明することとするので、都道府県での臨時検査に当たっても、同様に対応されたい。

(2) 家畜人工授精用精液証明書等について（新規則様式第 7 号から様式第 12 号まで関係）

① 家畜人工授精用精液証明書等への契約の制限の記載

家畜遺伝資源法において、①契約による制限の範囲外の使用、譲渡等する行為、②このような不正な経緯がある家畜遺伝資源を、その不正な経緯があることを知って、又は重大な過失により知らないで取得等する行為、③このような不正な経緯がある家畜遺伝資源を使用して生産された家畜、精液又は受精卵であることを知って、又は重大な過失により知らないで取得等する行為を不正競争として規定し、差止請求や損害賠償請求の対象とすることとした。

これを踏まえ、家畜生産事業者の意図しない家畜遺伝資源の流出を防止するとともに、不正競争に対する差止請求や損害賠償請求をより実効的にする観点から、家畜人工授精用精液等の流通過程にいる譲受者においても、家畜遺伝資源生産事業者が契約により付した制限が判別可能となるよう、家畜人工授精用精液証明書を発行する獣医師又は家畜人工授精師は、当該証明書を添付する家畜人工授精用精液等について、当該家畜人工授精用精液等の生産の事業を行う者の求めに応じ、契約による制限の内容を当該証明書上に記載することができることとした。

また、必要に応じて、契約の制限を表示したウェブサイトのアドレス又は家畜人工授精用精液等の生産の事業を行う者の電話番号も記載できることとした。

このような契約の制限を家畜人工授精用精液証明書等に記載する場合として、例えば、以下のように契約による制限の概要が証明書上分かるよう、家畜人工授精用精液証明書等のいずれか空いている場所に記載されたい。

第 号 (番号又は記号)			
家畜人工授精用精液証明書			
	種畜証明書番号		種畜の等級
	名前		
	家畜登録機関名及び登録番号		
	種類及び品種		
精液採取年月日			
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所		図	
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号 (免許番号) 及び住所、氏名		図	

本証明書が添付されている家畜人工授精用精液は、〇〇以外の目的での利用を禁止する。

② 家畜人工授精用精液証明書等のみの譲渡の禁止（新規則様式第7号から様式第9号まで関係）

家畜人工授精用精液証明書等は、当該家畜人工授精用精液等を収めた容器の内容物を証明するため、当該家畜人工授精用精液等と対になって流通させなければならない。

しかしながら、特定の地域のみで使用することとされている家畜人工授精用精液が、当該地域外に家畜人工授精用精液証明書が添付されずに流通し、その使用によって生産された子牛の登記の際に使用済みの家畜人工授精用精液証明書が使用されたことが疑われる事案が確認された。

このため、家畜人工授精用精液証明書等のみを譲渡するような不正な行為を明確化するため、家畜人工授精用精液等に係る証明書の様式の備考欄に、家畜人工授精用精液証明書等のみを譲渡してはならない旨明記したところ。

このような備考欄への追記に加え、使用済みの家畜人工授精用精液証明書等については、その悪用を防止するため、当該家畜人工授精用精液証明書等が使用済みであるということが外観上も判別できるよう、以下に示す具体例のように処置するよう指導されたい。

（例1：使用済みの家畜人工授精用精液証明書等の全体に消すことのできないペンなどで×を記載）

第 号
(番号又は記号)

家畜人工授精用精液証明書

種畜証明書番号		種畜の等級	
名前			
家畜登録機関名及び登録番号			
種類及び品種			
精液採取年月日			
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所			
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号 (免許番号) 及び住所、氏名			

(例 2 : 使用済みの家畜人工授精用精液証明書等の全体にスタンプを押印)

第 号 (番号又は記号)			
家畜人工授精用精液証明書			
種畜証明書番号		種畜の等級	
名前			
家畜登録機関名及び登録番号			
種類及び品種			
精液採取年月日			
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所			印
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号 (免許番号) 及び住所、氏名			印

(例 3 : 使用済みの家畜人工授精用精液証明書等の番号に重複するように、割印を押印)

第 号 (番号又は記号)			
家畜人工授精用精液証明書			
種畜証明書番号		種畜の等級	
名前			
家畜登録機関名及び登録番号			
種類及び品種			
精液採取年月日			
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所			印
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号 (免許番号) 及び住所、氏名			印

③ 生体内卵子吸引技術を用いて生産した家畜体外受精卵の場合における家畜体外受精卵証明書の記載方法

改正法による改正後の家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「新增殖法」という。）第 11 条の 2 第 2 項において、生体卵巢の卵胞から吸引採取する卵子については「雌の家畜から家畜卵巢を採取する」との規定に該当するものとして扱っていることを踏まえ、生体内卵子吸引技術を用いて生産した家畜体外受精卵の場合、家畜体外受精卵証明書は、以下のとおり記載することとする。

(ア)「卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）」の欄には、「未受精卵を採取した雌畜」の名前、家畜登録機関名及び登録番号、品種を記載する。

(イ)「卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）の飼養者の住所及び氏名又は名称」の欄には、「未受精卵を採取した雌畜飼養者の住所及び氏名又は名称」を記載する。

2. 家畜人工授精所に係る規制の整備

- (1) 家畜人工授精所の開設の許可の申請者が法人である場合に、欠格事由の対象となる使用人の範囲について（新增殖法第 25 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 4 号、家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 288 号）による改正後の家畜改良増殖法施行令（昭和 25 年政令第 96 号）第 13 条、新規則第 36 条関係）

家畜人工授精所の開設の許可の申請者が法人である場合の欠格事由について、その対象となる使用人は、家畜人工授精所の業務を統括する者やその権限を代行しうる者として規定したところ。

この使用人とは、家畜人工授精所における家畜人工授精業務等についてその開設者や法人の役員と同視できる実質的な決定権限を持つ家畜人工授精所の業務を統括する者及びその権限を代行できる地位にある者をいう。すなわち、当該家畜人工授精所の開設者が法人である場合、家畜人工授精用精液等の処理、保存、販売等の業務を統括する権限を有している役職に就いている者など、役員とは別に家畜人工授精所の業務に係る実質的な決定権限を持つ者がいる場合は、当該者が使用人に該当する。

また、法人の内部規則等で家畜人工授精所の業務を統括する者の決裁権限が委任されている者などについても、使用人に該当する。

- (2) 家畜人工授精所の開設の許可に係る欠格事由に該当しないことの誓約書について（新規則第 32 条第 3 号ロ及び第 4 号ハ）

今般の改正により、家畜人工授精所の開設の許可に係る欠格事由を厳格化し、関係法律等に違反し、罰金以上の刑に処せられて 2 年経過していない者は絶対的欠格事由に該当するものとして家畜人工授精所の開設の許可を与えないこととし、本法又は関係法律等に違反し、罰金以上の刑に処せられて 2 年以上経過した者や本法等に違反した者は相対的欠格事由に該当するものとして家畜人工授精所の開設の許可を与えないこととした。

また、家畜人工授精所の開設の許可を申請する場合には、家畜人工授精所の開設許可申請書に、これらの欠格事由に該当するかどうかの別を記載した書面を添えて、都道府県知事に提出しなければならないこととした。

当該書面の参考様式として、家畜人工授精所の開設者が個人の場合の書面として別紙 1 を、法人の場合の書面として別紙 2 を示すので、必要に応じて活用いただきたい。

(3) 家畜人工授精所の開設許可証について（新規則第 33 条関係）

① 施行日以降に開設の許可をした家畜人工授精所への対応

都道府県知事は、改正法の施行日（令和 2 年 10 月 1 日。以下同じ。）以降に家畜人工授精所の開設の許可をしたときは、当該許可をした者に対して以下の事項を記載した家畜人工授精所の開設の許可証（以下「許可証」という。）を交付しなければならないこととしている。

（ア）当該家畜人工授精所の管理番号

（イ）許可の年月日

（ウ）家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

（エ）家畜人工授精所の名称及び所在地

（オ）家畜の種類及びその業務の別

なお、（ア）の管理番号は、

- ・ 都道府県番号（2 文字）：都道府県 J I S コード（J I S X 0 4 0 1）の 2 桁の数字（ただし、（独）家畜改良センターにおいては 50）

- ・ 個別番号（4 文字）：英大文字、英小文字又は数字の組み合わせ

を併せた 6 文字とする。

各都道府県の必要に応じた様式で許可証を交付できるよう、新規則において許可証の様式を定めていないが、別紙 3 のとおり参考様式を示すので、必要に応じて参考にさせていただきたい。

また、許可証の交付を受けた家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所に当該許可証を備え置かなければならないこととしたので、この点についてもよく周知されたい。

② 施行日前に開設の許可をした家畜人工授精所への対応

（ア）都道府県許可証を交付している場合

既に都道府県独自の様式による許可証（以下「都道府県許可証」という。）を交付している都道府県は、新規則で定める許可証に記載すべき事項のうち、当該家畜人工授精所の管理番号など都道府県許可証に記載されていない事項があれば、家畜人工授精所の開設者に対して、令和 2 年 10 月 1 日までに通知されたい。この場合、家畜人工授精所の開設者に対しては、都道府県許可証と当該通知を合わせて家畜人工授精所に備え置くよう指導されたい。

（イ）都道府県許可証を交付していない場合

都道府県許可証を交付していない都道府県は、家畜人工授精所の開設者に対して、別紙 3 の様式を参考とし、許可証を交付されたい。この場合、家畜人工授精所の開設者に対しては、当該許可証を家畜人工授精所に備え置くよう指導されたい。

(4) 家畜人工授精所の変更届出が必要ない軽微な変更について（新增殖法第 25 条の 2 第 1 項、新規則第 37 条第 1 項関係）

新規則第 37 条第 1 項に規定する、家畜人工授精所の変更届出が必要でない「軽微な変更」については、家畜人工授精所の開設の許可の可否やその内容について、実質的な影響を持たない程度の変更をいう。ただし、苗字の変更や市町村合併による市町村名の変更など家畜人工授精所の開設の許可証の記載事項に変更が生じる場合は、この限りではない。

(軽微な変更に該当する例)

家畜人工授精用精液を採取・処理する業務を行う家畜人工授精所において、家畜人工授精用精液を採取するための人工膣が 2 個から 3 個に増加した場合

(軽微な変更に該当しない例)

家畜体内受精卵を処理する業務を行う家畜人工授精所において、顕微鏡が 1 個から 0 個になり、他に顕微鏡に相当する検査器具がない場合

3. 特定家畜人工授精用精液等の譲渡等記録簿について（新增殖法第 32 条の 5 第 1 項、新規則様式 24 号）

(1) 譲渡等記録簿への施行日時点の在庫本数の記載

家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、これらに関する事項を記載することとして、新規則において譲渡等記録簿の様式を定めたが、令和 2 年 10 月 1 日の施行に当たって、同日時点の家畜人工授精用精液等の在庫の本数を、それぞれの譲渡等記録簿における同日以降最初の譲渡等に関する事項を記載した列の備考欄へ極力記載するよう、都道府県から家畜人工授精所の開設者に対して指導いただきたい。

家畜人工授精用精液等の在庫の本数が多いなどにより、同日時点の在庫の本数を記載することが困難な場合であっても、少なくとも令和 2 年 12 月末時点のこれらの在庫の本数を、それぞれの譲渡等記録簿における同月最後の譲渡等に関する事項を記載した列の備考欄へ記載するよう、都道府県から家畜人工授精所の開設者に対して指導いただきたい。

また、このような記載が適切に行われていることを国による家畜人工授精所に対する立入検査に際して確認する旨も併せて周知をお願いする。

(2) 譲渡等記録簿に記載された特定家畜人工授精用精液等の廃棄について

譲渡等記録簿においては、廃棄した特定家畜人工授精用精液等の本数を記載することとしているが、特定家畜人工授精用精液等が確実に廃棄されたことを担保するため、各都道府県におかれては、家畜人工授精所の開設者に対し、都道府県や農業協同組合などの第三者の立ち合いの下、極力まとめて特定家畜人工授精用精液等を廃棄するよう指導願いたい。

また、廃棄された特定家畜人工授精用精液等やこれに添付される家畜人工授精用精液証明書等が第三者に拾得され、不正に流通し、又は使用されることがないように、特定家畜人工授精用精液等は焼却処分し、家畜人工授精用精液証明書等は 1. (2) ②の

使用済みの家畜人工授精用精液証明書等に係る処置に準じるなどの方法によることとして指導されたい。

4. 家畜人工授精所の開設者による運営状況の報告（新增殖法第34条第3項、新規則第49条、附則第2条関係）

家畜人工授精所の開設者は、毎年、当該家畜人工授精所の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならないこととしたが、経過措置として、家畜人工授精所において特定家畜人工授精用精液等に係る業務を行っている場合、施行日である令和2年10月1日から同年12月31日までの期間に係る報告については、特定家畜人工授精用精液等以外に係る業務を行っている場合の報告と同じ様式に基づいて報告することとし、令和3年1月1日から同年12月31日までの期間に係る報告については、同年4月1日から同年12月31日までの期間に係る報告をすることとした。

(別紙 1)

欠格事由非該当誓約書（個人）

私は、「家畜改良増殖法第 25 条第 1 項第 2 号並びに第 2 項第 2 号及び第 3 号」に規定する家畜人工授精所の開設の許可の欠格事由に該当しないこと、今後絶対的欠格事由又は相対的欠格事由に該当することになった場合は、都道府県知事に報告することを誓約します。

年 月 日

住所
氏名

(別紙 2)

欠格事由非該当誓約書（法人）

当法人の役員及び使用人は、「家畜改良増殖法第 25 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 4 号」に規定する家畜人工授精所の開設の許可の欠格事由に該当しないこと、今後当法人の役員及び使用人が絶対的欠格事由又は相対的欠格事由に該当することになった場合は、都道府県知事に報告することを誓約します。

年 月 日

住所
名称

管理番号：第 号
家畜人工授精所開設許可証

開設者の氏名又は名称

家畜人工授精所の名称及び所在地

家畜の種類及びその家畜人工授精所の業務の別

家畜改良増殖法第 24 条の規定により、
家畜人工授精所の開設を許可する。

年 月 日

(都道府県知事の氏名)

印